

主な建築物の用途制限の比較

「鉄道駅近接型」は、第Ⅰ種中高層住居専用地域を、「公共施設周辺活用型」は、第Ⅰ種低層住居専用地域を参考に検討。市街化区域の各用途と大きな差のない土地利用が可能となる。

	都市計画区域						
	市街化区域			市街化調整区域			
	第Ⅰ種住居地域	第Ⅰ種中高層 住居専用地域	第Ⅰ種低層 住居専用地域	市街化調整区域内の 地区計画区域		備考	
				鉄道駅近接型	公共施設周辺 活用型		
住宅	◎	◎	◎	◎	◎	△	市街化調整区域内の 地区計画区域では 寄宿舍・下宿の建築は 不可
店舗	◎	○	×	○	△	△	◎延床3,000㎡以下 ○延床500㎡以下
工場	▲	×	×	×	×	△	▲延床50㎡以下
事務所	◎	×	×	×	×	△	
公益施設 福祉施設 病院・診療所 学校等	◎	◎	◎	○	○	△	○は、◎から 病院、学校等を 除いたもの
その他 ボーリング場 ホテル等	◎	×	×	×	×	×	
高さ制限	20m以下	20m以下	10m以下	20m以下	10m以下	10m or 13m	

△原則不可
都市計画法第34条の立地基準を満たす建築物のみ可